

◎在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案対照表

○在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（抄）（傍線部分は修正部分）

| 修正後 | 修正前 |
|--|--|
| <p>附則</p> <p>1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、別表第一のうち</p> <p>二 総領事館の表の改正規定は、政令で定める日から施行する。</p> <p>2 この法律による改正後の在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律別表第二の規定（二）総領事館の表中南米の項中在レオン日本国総領事館に係る部分及び同表欧州の項中在ハンブルク日本国総領事館に係る部分を除く。）は、平成二十七年四月一日から適用する。この場合において、同日からこの法律の施行の日の前日までの間における同法別表第二の規定の適用については、同表のうち一 大使館の表欧州の項中「ジョージア」とあるのは、「グルジア」とする。</p> | <p>附則</p> <p>この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、別表第一のうち二 総領事館の表の改正規定は、政令で定める日から施行する。</p> <p>〔新設〕</p> |